令和元年度「知事と市町長の1対1対談」(木曽岬町) 概要

かとう たかし

- 1 対談市町 木曽岬町(加藤 隆 木曽岬町長)
- 2 対談日時 令和元年10月30日(水)14時00分から15時00分
- 3 対談場所 木曽岬町役場 4階 防災多目的室
- 4 対談項目1 防災対策について
 - 対談項目2 農業用排水機の県営移管等の検討について
 - 対談項目3 特定自動車部品のヤード内保管に対する対策(県条例化)の検討 について

5 対談概要

対談項目1 防災対策について

(町長)

令和元年9月1日に、伊勢湾台風60年防災訓練として、スーパー伊勢湾台風を 想定した広域避難訓練を実施し、大変充実した訓練となりました。

木曽岬町として、広域避難の重要性を十分理解し、しっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、いざという時にしっかり機能できるよう、県と連携しながら訓練を重ねていくことが必要です。広域避難について、今後どのように取り組んでいくのかお聞きします。

また、住民の防災意識を高め、広域避難の実効性を高めていくためにはどうすればよいかお聞きします。

さらに、防災上の安全・安心対策として、堤防の耐震化の促進が図られるように、 県からも関係機関へ強く要望していただくようお願いします。

(知事)

広域避難については、桑員2市2町(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町)及び三重県で構成する桑員地域防災対策会議で計画・検討しています。その中で「桑員地域広域避難タイムライン(仮称)」の策定に取り組んでいます。今回の伊勢湾台風60年防災訓練では、訓練の内容や結果をタイムラインの策定に生かすことも目的であったため、木曽岬町からいなべ市へのバスによる広域避難訓練や、広域避難講演会などを行いました。

「桑員地域広域避難タイムライン(仮称)」は、令和2年度中に策定したいと考えています。令和元年度は、タイムラインで実施すべき防災行動等について検討を行う予定であり、引き続き2市2町と連携して策定していきたいと思います。

そして、今回の訓練では、広域避難の決断のタイミングや指揮命令系統の整理、 具体的な情報共有の方法などに課題がみられました。こうした課題や発災時に想定 される地域の状況などを反映した形で、タイムラインを策定したいと考えています。 また、県として、避難する側と受け入れる側との間に温度差が出ないよう、訓練の積み重ねや、桑員地域防災対策会議の中での役割を果たしていきたいと思います。

住民に平時や発災時に意識を高めて行動してもらうためには、情報共有の充実・強化や発令基準の明確化などが必要と考えます。台風が発生した時には、県は気象庁や国土交通省から連絡要員(リエゾン)を派遣してもらい、正確で迅速な情報共有を図っているので、それらを木曽岬町とも共有します。さらに、県内に被害が発生するおそれがある場合などには、桑名地方部から木曽岬町に連絡要員(リエゾン)として県職員を派遣することにしています。平成30年9月の台風第21号、第24号の時には県職員2名を木曽岬町に派遣し、情報共有にあたりました。こうした連携が、木曽岬町から適切な避難を働きかけていただくことにつながればよいと思います。

さらに、広域避難の発令基準について、専門的な見地から、国が自治体への積極 的な助言を行うべきであることを国に提言していますので、引き続き協議していき ます。

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に係る予算が令和2年度までとなっているため、予算の確保や取組の拡充について、県としてもしっかりと要望していきます。

対談項目2 農業用排水機の県営移管等の検討について

(町長)

海抜ゼロメートル地帯の木曽岬町では、たん水防除事業によって機械排水を行っています。近年、頻発する豪雨等に対応するため、排水機場の基準の見直しを図るよう国に要望しています。県においても国や関係機関に積極的に働きかけていただくようお願いします。

他県では、農業用排水機場の県営移管に向けた動きもあるので、三重県において も県営移管に向けた検討をお願いします。また、県営移管が困難な場合は、排水機 場の管理運営費への支援をお願いします。

(知事)

平成29年の台風第21号により、伊勢市では、排水機場の能力を超えたため浸水 した事例がありました。こうしたことから、国等に排水機場の基準の見直しや定額 補助の延長を要望するとともに、土地改良事業の要望も機会をとらえて行っており、 引き続き、取り組んでいきます。

愛知県では、昭和36年に設立された期成同盟会がありますが、全国で県営移管を行った事例はありません。県営移管については全国の動きを注視していくととも

に、現在見直しを行っている「三重県農業農村整備計画」においてしっかり議論し、 排水機場の計画的な改修等により、安全・安心に暮らしていけるよう取り組んでい きたいと思います。

また、農業用排水機場が防災機能の一部を担っていることから、県としては、維持管理に係る経費のうち、管理者が行う施設の修理補修等に対して、県単土地基盤整備事業により支援をしており、こうした取組を続けていきます。

対談項目3 特定自動車部品のヤード内保管に対する対策 (県条例化) の検討について

(町長)

木曽岬町においては、ヤードが近年急増しており、27か所あります。

隣接道路を車両の積み降ろしに長時間無許可で使用するため、管轄の警察署が注意しますが、一時的に作業を止めるだけで解決に至っていません。また、環境への影響も懸念され、景観も阻害されていますので、県による条例化で適正な管理をお願いします。

(知事)

自動車解体業を行うには、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づく県の許可が必要であり、また、使用済みの自動車等を販売しようとする場合は、古物営業法に基づく県公安委員会の許可が必要となります。一方で、法の対象外となるヤードとして、自動車解体作業を行わないヤードも存在している状況です。

自動車リサイクル法に基づき許可を得たヤードに対し、県においては、立入検査や指導対応を行っており、また、県警察においては古物営業法に基づき立入が実施され、令和元年9月末現在で警察が立入調査を行ったところ法令違反は認められなかったと聞いています。

また、自動車リサイクル法の対象外となるヤードについては、県が全ての箇所に おいて現場確認を行っており、油の流出や地下浸透は現状では確認されていません。 まずは現行法令に基づいて実施した立入等の結果を木曽岬町と共有し、意見交換 を行いながら、早期に対応していくことが第一歩であると思います。

条例については、環境保全という観点から千葉県が、盗難防止という観点から茨城県と愛知県が制定していますので、他県の条例の研究をしていきたいと思います。